

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-512180(P2000-512180A)
【公表日】平成12年9月19日(2000.9.19)
【出願番号】特願平10-501527
【国際特許分類第7版】
A 6 1 M 1/14
【F I】
A 6 1 M 1/14 5 5 0

【手続補正書】
【提出日】平成16年6月3日(2004.6.3)
【手続補正1】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】補正の内容のとおり
【補正方法】変更
【補正の内容】



手続補正書

平成16年6月3日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第501527号

2. 補正をする者

住所 スウェーデン国, エス-372 21 ロンネビイ,
ペー. ウー. ボックス 39

名称 アルティン メディカル アクティエボラーク

3. 代理人

住所 〒540-6015 大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー15階

氏名 (7828) 弁理士 山本 秀策

電話 (大阪) 06-6949-3910



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。



方 式 査



請求の範囲

1. 接触スクリーンとして提供されるコントロールパネルを有する、病院治療および自己ケアのための透析機であって、該透析機は、患者を該透析機に接続するためのコネクタを有する車台を備え、該接触スクリーンは、該車台に連結され、その結果、該接触スクリーンは、該車台に対して種々の所望垂直位置および所望水平位置に調整され得、かつ該車台に対して所望垂直位置および所望水平位置に係止され得る、透析機。

2. 前記調整可能接触スクリーンは、移動可能なブラケットによって、前記透析機上に備えられる垂直ガイド上に支持され、かつ所望移動位置に係止され得る、請求項1に記載の透析機。

3. 前記ブラケットは、前記ガイド上で回転され得かつ所望回転位置に係止され得る、請求項2に記載の透析機。

4. 前記接触スクリーンは、第2垂直軸を中心に回転するために該接触スクリーンの他端部で前記ブラケット上に担持されるアームの自由端部で第1垂直軸および水平軸を中心に回転すべく取付けられたホルダ上に備えられている、請求項3に記載の透析機。

5. 所望移動位置に前記接触スクリーンに係止するための手段は、電動サーボ装置を備える、請求項4に記載の透析機。

6. 前記接触スクリーンの重量は、カウンタバランスされている、請求項1に記載の透析機。

7. 透析機であって、以下：

車台であって、患者を該透析機に接続するのを可能にする少なくとも1つのホ

ースを接続するための少なくとも1つの部材を備える、車台；ならびに、
接触スクリーンであって、該車台に対して垂直位置および水平位置に調整可能
であり、かつ該車台の平面と平行な軸を中心に回転するように該車台に連結され
ている、接触スクリーン、
を備える、透析機。

8. 前記接触スクリーンは、前記車台に対して垂直に該接触スクリーンを移動す
るのを可能にする垂直ガイドによって該車台に連結されている、請求項7に記載
の透析機。

9. 前記スクリーンは、前記車台に対して垂直および水平に移動し得るアームに
連結されている、請求項7に記載の透析機。

10. 前記スクリーンは、ブラケット内に収容され、該ブラケットは、アームに
連結され、該アームは、該スクリーンおよび該ブラケットが該アームの軸を中心
に回転するのを可能にする、請求項7に記載の透析機。

11. 前記車台に対して特定の方向に前記スクリーンに係止するための手段を備
える、請求項7に記載の透析機。

12. 透析機であって、以下：

本体部材であって、患者の該透析機との接続を可能にするための前面および少
なくとも1つの接続部を有する、本体部材；

該本体に連結されるアームであって、該前面に対して水平方向および垂直方向
に移動可能である、アーム；ならびに、

該アームに連結される該透析機を制御するための接触スクリーンであって、該
アームの軸を中心に回転可能である、接触スクリーン、
を備える、透析機。

13. 前記本体部材に対してある位置に前記アームに係止するための部材を備える、請求項12に記載の透析機。

14. 前記アームに対してある位置に前記接触スクリーンに係止するための部材を備える、請求項12に記載の透析機。

15. 前記接触スクリーンは、ブラケットに固定されており、前記アームは、該ブラケットに接続されている、請求項12に記載の透析機。

16. 請求項12に記載の透析機であって、前記本体に接続された垂直ガイドを備え、前記アームは、該垂直ガイドに接続されている、透析機。

17. 透析機であって、以下：

本体であって、患者を該本体部材に連結するのを可能にするための接続部を備える、本体；

アームであって、該本体に対して水平方向および垂直方向に該アームが移動するのを可能にするような様式で、該本体に連結される、アーム；

接触スクリーンであって、該接触スクリーンが該本体に対して垂直および水平に移動し得るような様式で、該アームに連結されており、該透析機の少なくとも特定の操作を制御するための手段を備える、接触スクリーン；ならびに、

該本体に対して特定の位置に該スクリーンに係止するための係止部材、を備える、透析機。

18. 前記接触スクリーンは、前記アームの軸を中心に回転し得る、請求項17に記載の透析機。

19. 前記係止部材は、特定の位置に前記アームに係止する、請求項17に記載の透析機。

20. 透析を提供するための方法であって、以下：

透析機を提供する工程であって、該透析機は、患者を該透析機に接続するための接続部を備える本体、および該透析機の機能を制御する接触スクリーンを備える、工程；

該患者を該透析機に接続する工程；ならびに、

該患者が該本体に対して3つの別々の軸に沿って該接触スクリーンを調整するのを可能にする工程、

を包含する、方法。

21. 請求項20に記載の方法であって、該方法は、以下の工程：

前記患者が、前記スクリーンを特定の位置に調整するのを可能にする工程；および、

該位置に該スクリーンを係止する工程、

を包含する、方法。